議案第１６６号

上越市市民プラザ条例の一部改正について

上越市市民プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市市民プラザ条例の一部を改正する条例

上越市市民プラザ条例（平成１２年上越市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

別表第１市民ギャラリーＡの項及び市民ギャラリーＢの項中「５２０円」を「６３０円」に改め、同表市民ギャラリーＣの項中「７６０円」を「９２０円」に改め、同表Ａホールの項からＣホールの項までの規定中「７００円」を「８４０円」に改め、同表音楽スタジオＡの項及び音楽スタジオＢの項中「５１０円」を「６２０円」に改め、同表工芸室の項中「７８０円」を「９４０円」に改め、同表多目的学習室の項中「６４０円」を「７７０円」に改め、同表調理室の項中「５１０円」を「６２０円」に改め、同表第一会議室の項中「１，０５０円」を「１，１６０円」に改め、同表第二会議室の項中「７８０円」を「９４０円」に改め、同表第三会議室の項中「１，０５０円」を「１，１６０円」に改め、同表第四会議室の項中「７００円」を「８４０円」に改め、同表第五会議室の項から第八会議室の項までの規定中「３００円」を「３６０円」に改める。

別表第２市民活動室（和室Ａ）の項中「４３０円」を「５２０円」に改め、同表市民活動室（和室Ｂ）の項中「３００円」を「３６０円」に改め、同表市民活動室（創作活動室）の項中「５７０円」を「６９０円」に改め、同表グラスハウスの項中「８４０円」を「１，０１０円」に改め、同表屋上イベント広場の項から屋外共有スペースの項までの規定中「5円」を「１０円」に改める。

別表第３音響機器の項及び映像機器の項中「１００円」を「１１０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第１から別表第３までの規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。